

長崎県施工体制確認型総合評価落札方式試行要領

平成 25 年 6 月 25 日 25 建企第 200 号

1 目的

この要領は、長崎県が発注する建設工事において実施する施工体制確認型総合評価落札方式（以下「施工体制確認型」という。）により実施する事務処理について必要な事項を定める。

2 対象工事

長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型）試行要領（平成 19 年 1 月 19 日 18 監第 46 号）（以下「標準型試行要領」という。）に基づく工事で、適切な施工体制の確認が求められる工事において試行する。

3 入札公告の記載事項

契約担任者は、施工体制確認型により一般競争入札に付そうとするときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 施工体制確認型総合評価落札方式による旨。
- (2) 開札後に施工体制の確認を行うための聴取り調査を行うこと。
- (3) (2)の聴取り調査に必要な追加資料を求めること。
- (4) (3)の追加資料の提出しない者（あらかじめ提出を行わない旨を入札執行者に申し出た者を除く。）および(2)の聴取り調査に応じない者が行った入札を無効とすること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、施工体制の確認に関し必要な事項。

4 施工体制確認型の評価の方法

- (1) 施工体制確認型の評価値は、次の算式により算定するものとする。
$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}) \div \text{入札価格} \times 100,000,000$$
- (2) 標準点、加算点及び施工体制評価点並びにその配点は、次のとおりとする。
 - ① 標準点は総合評価落札方式（標準型）落札者決定基準第 3 条 2 項に基づく点数とし、配点は 100 点とする。
 - ② 加算点は総合評価落札方式（標準型）落札者決定基準第 3 条 2 項に基づく点数とし、配点は 30 点とする。なお、加算点の一部は施工体制評価を踏まえ補正を行うものとする。
 - ③ 施工体制評価点は、設計図書等において求める要求要件を実現できる確実性の高さに対して与える点数とする。配点は 30 点とし、次の項目ごとに 15 点とする。
 - ア 品質確保の実効性
 - イ 施工体制確保の確実性

5 追加資料の提出

- (1) 契約担任者は、施工体制の評価のため、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をしたすべての者について、開札後速やかに、別途定める追加資料の提出を求めることとしその旨の通知を行うものとする。ただし、その申込みに係る価格が長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（平成 25 年長崎県告示第 709 号）（以下「低入札調査制度要綱」という。）第 3 条の規定に基づく低入札調査基準価格（以下「低入札調査基準価格」という。）以上の場合、追加資料を求めないことがある。
- (2) 追加資料を求められた者（以下「追加資料提出者」という。）は、前項の入札執行者が指定する日までの間に限り、追加資料の提出を行わない旨を申し出ることができる。この場合においては、当該申し出を行った追加資料提出者の入札は無効として取り扱い、9 (2) の規定は適用しないものとする。

- (3) 追加資料の作成等に要する費用は、追加資料提出者負担とし、追加資料の返却及び公表は行わないものとする。また、追加資料は提出期限後における差替え及び再提出は認めないものとする。ただし、資料等及び聴取りの内容により、契約担任者が必要と認め、追加資料提出者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な書類を提出すべきことなどの教示を行った場合はこの限りではない。

6 聴取り調査の実施

- (1) 契約担任者は、施工体制の評価のため、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をしたすべての者について、開札後速やかに、聴取り調査を実施するものとする（以下聴取り調査の対象者を「聴取対象者」という。）。ただし、その申込みに係る価格が低入札調査基準価格以上の場合は、聴取り調査を行わないことがある。
- (2) 契約担任者は、聴取対象者に対し、5 (1) の規定により追加資料の提出を求めるものとする。
- (3) (1) の聴取り調査は、低入札調査制度要綱第6条の規定に基づく調査とは異なるものであることに留意すること。

7 施工体制の評価

- (1) 施工体制の評価は、標準型試行要領5に基づく技術資料、追加資料および聴取り調査等の結果に基づき、4 (2) ③に規定する評価項目ごとに評価する。
- (2) 前項の規定による評価は、15点または0点のいずれかとする。

8 施工体制評価点の審査

施工体制評価点の審査は、長崎県土木部競争参加資格委員会技術審査分科会（以下「技術審査分科会」という。）において行い、標準型試行要領3に定める学識経験を有する者の意見を聴取する。ただし、低入札調査基準価格に満たない聴取対象者がいなかった場合は、技術審査分科会と学識経験を有する者の意見を聴取は省略できるものとする。

9 追加資料の不備等

- (1) 聴取対象者が、追加資料の全部もしくは一部を提出しない場合（5 (2) の規定による申し出を行っている場合を除く）、提出した追加資料に不備がある場合または聴取り調査に応じない場合はその者の入札を無効とする。
- (2) 上記(1)の聴取対象者のうち、虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合で、悪質性が高い者に対しては長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領により指名停止を行う。

10 その他

この要領に定めのない事項は、標準型試行要領によるものとする。また、これらによりがたい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この通知は、平成25年7月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。